船舶事故調査報告書

令和５年３月２２日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和３年１０月７日　０６時３０分ごろ
発生場所	山口県萩市羽（は）島西方沖 羽島二等三角点から真方位２５０°３２０ｍ付近 （概位　北緯３４°２７．８′　東経１３１°２２．４′）
事故の概要	プレジャーボートろしなんては、航行中、転覆した。
事故調査の経過	令和３年１０月２１日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート　ろしなんて、０．８トン ２９１－４２４６８山口、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	船外機等に濡損
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　南、風力　３、視界　良好 海象：波高　約１ｍ、波向　北、潮汐　上げ潮の初期 日出時刻：０６時１３分ごろ
事故の経過	本船は、船長が１人で乗り組み、釣りの目的で、羽島東方沖の釣り場へ向かって同島西岸沖１００ｍ付近を航行中、前方からの波が高くなり、船首部が下がった状態で波に突っ込み、大量の海水が船内に流入し、船体が傾斜して転覆した。 船長は、転覆時に海中へ投げ出されたが、救命胴衣を着用しており、羽島に泳ぎ着き、本船が出港したマリーナに本事故の発生を伝えるとともに救助を要請した。 船長は、マリーナから通報を受けた巡視艇の搭載艇によって救助され、本船は、マリーナ所属の船舶にえい航されてマリーナに運ばれた。 国土交通省のウェブサイト中の「小型船舶の航行の安全に関する教則」には、荒天時の操縦について、次のような記載がある。 *(1)風浪に対して直角に航行* *波を船首方向から受ける場合は、他の方向に比べて転覆などの危険度は最も低くなる。しかし、波に船首が突っ込む危険や、船首・船尾が上下する縦揺れ（ピッチング）の発生、船首の左右揺れ（ヨーイング）の発生、また持ち上げられた船首が水面にたたきつけられる衝撃が大きいなど、波の状態に応じた速度の選定及び絶え間のない速力調整が必要な経験を要する操縦が必要となる。*

	（2）風浪に対して斜めに航行 *波を斜め前方（波の進行方向に対して 30 度程度）から受けるように航行すると、ピッチングなど発生しにくく、また、衝撃を和らげることができる。船首が波下側へ落とされると、波と平行になり最も危険な状況になるので、角度を保つように操舵する。また、速度が速いほど波の衝撃が大きく船首が落とされやすいので、舵がよく効く範囲内で減速する。*
分析	本船は、羽島西岸沖を航行中、前方からの波が高くなり、船首部が下がった状態で波に突っ込んだことから、大量の海水が船内に流入し、船体が傾斜して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、羽島西岸沖を航行中、前方からの波が高くなり、船首部が下がった状態で波に突っ込んだため、大量の海水が船内に流入し、船体が傾斜して転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・小型船舶の船長は、波が高くなった場合、乾舷が低いことを考慮し、船首部が波の前面に突っ込み、大量の海水が船内に打ち込むことがないよう、波の状況を確認しながら波を斜め前方から受けるように船首の向きを変えるなどして波の前面に船首部が突っ込まないように操船すること。 ・小型船舶の船長は、白波が見え始めたり、波が高くなってきたりしたら、できるだけ早く帰航すること。